フーヴァー大統領の不況対策 ⑴

尾上一雄

題で続けさせていただくことにしたことを、先ずおことわりしておきたい。 げるべき諸問題を一回限りの短篇の中で処理することが困難であり、そのテーマのためにも基礎とすべき「フー ヴァー大統領の不況対策」の完結を急ぎたいと感じたし、前号にはやむを得ない事情のため休載したため、この 本号は「有井教授古稀記念論文集」であるため別のテーマを選んでいたが、それに就いて書いていた際、

そしてそれが不況克服にどれほど役立つはずのものになったかということを考察したい。彼がその設 置 を 提 案 或いは望んでいたようなものにするため、少なくとも彼の提案の中から「削除されてしまった〔復興金融公社の〕 を通過し彼が署名して成立を見た復興金融公社を設立する法律に対して抱いていた不満の内容も示した。本稿で び創設当初における同社の活動に就いて述べるとともに、その会社の早急な設立を望んでいたフーヴァーが議会 権限の復活」のためにいかなる努力を行い、その努力がいかに妨害され、いかに報いられたかということを見、 「経済研究」第四十三号において、復興金融公社(RFC)を設立するための立法過程ならびに同社の性格 それに基づいて創設された復興金融公社の初期の活動とその効果を見ながら、彼が、その法律を彼の提案し およ

フーヴァー大統領の不況対策 仏

フーヴァー大統領の不況対策

めていいかということは、それの欠陥とともに、追々示して行きたい。 し、そして期待した通りの復興金融公社がつくられたとしても、それが不況克服にどれほどの効果があったと認

明記したが、副題、出版社、発行年等は省略した。 本題の別稿において既に注に掲げたことがある参照文献を更に本稿で最初に掲げる場合は、著者名・編者名のほか書名を

たことは既に述べたが、「ドーズ将軍の指導の下でRFC(復興金融公社)は、その削減された権限を補足するた フーヴァーは彼の「提案のいくつかが削減され、或いは足を引きずるもの(びっこ)にされた」ことを不満とし

めに激しく働き始めた。銀行の破綻(=支払停止)は、預金高で見れば、その会社(=RFC)の創設前には毎月約

した」と彼は回顧録の中で述べ、その効果を誇っている。 一億ドルの割合であったのに対して、その後の六ヵ月には約一〇〇〇万ドルの割合(殆ど正常の死亡数)に減少

正確を期するため連邦準備局が発表した支払停止に陥った銀行(貯蓄銀行を除く)の数とその預金高の合計金額

三一年八月は約一億八〇〇三万ドル、九月は約二億三三五一万ドル、十月は約四億七一三八万ドル、 全国信用会社が業務を開 ヵ月のそれは約一○一行、五一六六万ドル(一九三二年二月は約五一七一万ドル、三月は約一○八七万ドル、四月は約三 始した十一月は約六七九四万ドル、十二月は約二億七七〇五万ドル、そして一九三二年一月は約二億一八八七万ドル)にのぼ っており、フーヴァーが述べているところより一そう多かったが、同社が業務を開始した一九三二年二月から六 を見れば、一九三一年八月―三二年一月における六ヵ月間の毎月の平均は三一〇行、二億四一四六万ドル(一九

五〇〇〇の商業銀行があった)のに対し、一九三二年二―七月におけるそれは二万に足らなかった(一九三二年六月 の数は二万五〇〇〇ないし三万であった(一九二一年六月末には三万余の商業銀行があり、一九二九年六月末には約二万 死亡数」(about normal mortality)ということはできない。「死亡率」を見れば、一九二一―二九年における銀行 六ヵ月間におけるそれは、そのほぼ二倍に上っていたため(預金高は三・四倍)、フーヴァーのように「殆ど正常の 九年における銀行の「死亡」は月間平均約五三行、その預金高は約一五〇三万ドルであり、一九三二年二月から しても、彼が述べているところより遙かに多かった。また、いわゆる二○年代の繁栄の時代を含む一九二一—二 一六一万ドル、五月は約三四三七万ドル、 六月は激増して約一億三二六六万ドル、 七月は約四八七四万ドル)に減少し たに

う。しかし、それにしても、復興金融公社は、前年九月以来激しさを加えていた銀行破綻の波を、全国信用会社 末におけるそれは一万八〇〇〇足らずにまで減少していた。ので、それはもっと高く、三倍に近かったと見るべきだろ に代わってくいとめることにかなり効果があったと認めていいだろう。 しかし、フーヴァーが復興金融公社に期待したのは銀行救済以上のことであったということは既に示した通り

げた言葉に続いて、 主要目的は銀行の破綻(bank failures)を防止することであると信じていた」と述べている。フーヴァーは右に掲 自身の状態に気をつけることが充分にできるものである」という言葉を、ハリス・G・ウォーレン教授は 「多くの大銀行は自分自身の状態に気をつけることができなかったし、多くの人々はRFCの 「それは、より小さな銀行や〔その他の〕金融機関を援助するため、そしてそれらの資産を容

フーヴァー大統領の不況対策 (5)

の、「……それは大産業〔会社〕あるいは大銀行を援助するために設けられるのではない。そのような機関は自分 であるが、 復興金融公社を設立する法律案に署名したことに就いて行った彼の新聞声明 (press statement) の中

(tr.)

易に換金できるようにすることによって、ビジネス、工、業および農業に新たな援助を与えるために設けられる 述べたことも、既に触れたところである。アメリカの巨大な国力を景気の回復のために動員する機会を与えるた ものである。それは、 われわれの巨大な国力を復興(景気の回復)のために動員する機会を与えるはずである」と

めに、 とはこれでわかるだろうが、ウォーレン教授が述べたように大銀行も必ずしも危機を自力で乗り切ることができ はさておき、「より小さな銀行や〔その他の〕 金融機関を援助する」ことを、その直接の目的と彼が考えていたこ 「ビジネス、工業および農業に新たな援助が与え」られるように、自力で危機を乗り切れるはずの大銀行「ビジネス、工業および農業に新たな援助が与え」られるように、自力で危機を乗り切れるはずの大銀行

ことができるものであったし、それらに対する救済貸付けは小さな銀行やその他の金融機関に対するものより個 であり、大きな銀行ほど法の要求する復興金融公社による貸付けのための担保その他の厳しい条件によく応じる - 110

ない事態にあったのである。従って復興金融公社は大銀行を含む金融機関に救済の手を伸べざるを得なかったの

万ドル余の貸出しを行い、そのうちほぼ六○%を占める約七億○二九四万ドルが銀行と信託会社に対して貸出さ 前に、復興金融公社が業務を開始した一九三二年二月の初めから同年七月二十一日までに総計一一億七一九八

個の場合に大きなものであったため、銀行とくに大銀行に対する貸付けが多くなるはずであった。

れたと述べたが、その中にはサンフランシスコの(預金高において、当時、全米の銀行中第四位を占めていた)バンク ○万ドルの貸出しとシカゴのセントラル・リパブリック銀行&信託会社(the Central Republic Bank & オヴ・アメリカ (正式の名称は the Bank of America National Trust & Savings Association)に対する約六四五

Company)に対する約九○○○万ドルの貸出しが含まれているのである。従って、前に引用したように、

・H・ジョウンズ(復興金融公社の創立と同時に取締役に任命され、一九三三年五月-三九年七月、同社の取締役会会長)

「業務を開始してから七ヵ月の間に、 われわれは全国の銀行のほぼ四分の一に当たる数の銀行に貸し金を注入

いた……」と述べていても、「重要な貸付けの大部分 (most of the important loans) は比較的少数の大銀行に」 した。これらの初期の借り手の大部分は小さな町の銀行であり、それのほぼ七○%が人口五○○○未満の町にあ るものであった。 人口五万未満の市や町〔の銀行〕がわれわれの初期の貸付け〔件数〕(loans)の九〇%を占めて

行われ、残余が多数の小銀行に行われたものであったと見ていいだろう。

フーヴァーの強い要求によって、最初の五ヵ月間、復興金融公社の運営は秘密にされていた。その是否に就

ては後に触れるが、彼自身もその運営に就いてどの程度知らされていたか不明である。彼の希望や期待がどうで 復興金融公社の運営は彼が任命した役員たちに委ねられていたのであり、役員たちの間では個人的な

反目もあり、その運営に就いても意見の対立があったのである。同じ党に所属するものの間でも、出身地が異な

— 111 —

っていたばかりでなく、経済的、社会的に違った風土の中から出て来たものであり、彼等が代表する 地 域 や 社

て取締役会のなかで意見の対立があったのは当然であろう。そのなかのあるものはもっと思いきった貸出しを行 会、彼等が関心を持っていた経済的利益や事業を異にしていた。復興金融公社の運営や救済を与える事業に就

うことを望んだが、取締役会の過半数のものは貸出しに慎重であった。ハーヴィ・C・クーチュ (アーカンソー州

区の人、共和党員)——農地抵当貸付局長(Farm Loan Commissioner)で職権により取締役になっていた——は「かなり の人、民主党員)は同社は広くすべてのものを救済すべきであると考えていたが、ポール・ベスタ(コロムビア特別

畜業者の救済に熱心であった。 マイア会長(共和党員)とミルズ 財務 長官(メロンの後任として二月五日に財務長官 控え目に抵当貸付けを行う人」であった。ウィルスン・マッカーシ(ユーター州の人、民主党員)は特に牛と羊の牧

フーヴァー大統領の不況対策 63

に任命され、職権により取締役になった。共和党員)は小さな事業に同情を示していなかったわけではないが、 れば、「われわれ田舎者(country boys)は小さなもののことと国民全般のことも考えてい た」の で ある。 払らべきだと考え、より大きなものに対してより大きな関心を持っていたように思われ、大きな銀行や特に鉄道 締役会を支配し(前号に述べたようにドーズは六月半ばに辞職)、同社の運営は殆ど彼等の意のままであったのではな 銀行教済に最も大きな関心を持っていたはずであることは多言を要しないだろう――およびミルズ財務長官が取 する「ドーズ案」の立案者、共和党員)――彼等が金融問題のエクスパートであり、銀行家であったことからして、 会社の救済を望んでいた。そして、 ジェシ・H・ジョウンズ(テクサス州の人、民主党員)は、 彼自身の言葉によ し、いずれにせよ、マイア会長、ドーズ総裁(イリノイ州の人、シカゴの銀行家、一九二四年にドイツの賠償金問題に関 ョークで生活し、広い範囲に影響を及ぼす問題を取扱って来た人たちであり、大きな事業にまず第一に注意を _ __

役たち或いは「田舎者」の取締役たちがなにを望もうと、マイア会長とミルズ財務長官-こうして、復興金融公社は、フーヴァーの意図や期待がどんなものであったとしても、 ――特に、その設立をフ また他の民主党員取締

とミルズ〔財務〕長官は民主党員の取締役たちを取締役会で彼等の同輩と見なすことが必要だと考えたように思

かろうか。ジェシ・H・ジョウンズは、後日、次のように書いている。「数ヵ月もたってから初めて、マイア会長

— 112 **—**

われる」と。彼等は、「明らかに、われわれ(民主党員の取締役たち)が彼等の指図に盲従することを期待していた」

ことになったと言うことができるであろう。ただしマイアは、連邦準備局総裁として、職権によって、同社の取 ーヴァーに熱心に勧め、 そのための法律の原案を準備したマイア連邦準備局総裁の意向に殆ど従って運営される

年)に効力を発効した法律(Act of Congress)によってその職権による取締役就任が認められなくなったため、 て、なにより銀行救済機関としての役割を果たし、その影響が大きいはずの、そして貸付けのための担保その他 七月三十一日付けで解任されることになるのである。ともかく、復興金融公社の最初の六ヵ月の活動は、こうし 締役に就任することにされたのであり(その彼を会長に選び任命したのはフーヴァーであったが)、八月一日(一九三二

の厳しい条件に応じ得る大きな銀行により多くの救済が与えられることになるのは当然であっただろう。 しかし、まだ、ニューヨーク市の銀行、とりわけ大銀行は安全であった。アメリカの対外債務はニュー ーク

行からの借入れに向ったものの個々の銀行が危険にさらされることは実際上なかったし、他方、アメリカの銀行 の対外短期債権の大部分もそこに集中していたが、それらが焦げついてしまっても、一、二の特殊な例を除き、 いたに過ぎず、三一年半ばから翌年一月にかけてニューヨークの海外預金が引出されても、それらは連邦準備銀 の少数の大きな銀行に集中していたが、そこにおいても一九三○年においてもそれは預金の一○%以下を占めて

— 113 —

それが総資産に占める比重は少なく、直接、危険な状態に追い込むほどのことはなかった。既に見たように、大 規模な銀行破産が一九三一年秋から、不動産担保貸付けの焦げつきと債券価格の低下、そして激しい預金引出し

いたが、そのような地域の銀行の危機を鎮めるのに、特に大きな効果があったのである。 によって五大湖周辺の都市を中心に起こり、 銀行破産の波はニュー・イングランド、太平洋岸北西部にも及んで

なければならない。 復興金融公社に就いても、 われわれはその業績を過大評価してはならないと同様、 過小評価に陥らぬよう注意

- Herbert Hoover, The Memoirs, Vol.III, p.109.
- フーヴァー大統領の不況対策 仏

- (2) Federal Reserve Bulletin, Vol.23, No.9 (September, 1937), pp.907, 909. 復興金融公社が業務を開始した 一九三二年二月から六ヵ月間に月平均一〇一行の銀行(貯蓄銀行を除く)が破産し、その預金高は平均およそ五一六
- 六万ドルであったことは本文で述べた通りであるが、八月には八五行、約二九五一万ドル、九月には六七行、約一三 五一万ドル、十月には一○二行、約二○○九万ドルであり、そして十一月にはフーヴァーが大統領選挙に敗れたこと
- 三二万ドル、十二月には一六一行、七〇九一万ドルになったが――、二月-十月の九ヵ月間に期間を延ばして見れば、 によって生じたと見られる経済界の不安によって支払停止ないしは破綻はより大きな銀行にも波及して九三行、四三
- Crisis, p.24 によれば、同じく連邦準備局の発表によるとしているが、銀行の破綻(bank failures)は総計五六四 金総額は一六億二三四一万ドルであった。 *Ibid*. しかし、Marcus Nadler and Jules I. Bogen, The Banking 一九二一-二九年に銀行(貯蓄銀行を除く)の支払停止(bank suspensions)は総数五七一二件、それらの銀行の預

(3)

月平均九五行、約四一四五万ドルであった。Ibid.

U.S. Bureau of the Census, Historical Statistics of the United States, p. 631.

二件、その預金総額は一七億二一六七万ドルであった。

(4)

(6)

(5) The State Papers and Other Public Writings of Herbert Hoover, Vol.II, p.106 を見られよ。

Harris Gaylord Warren, Herbert Hoover and the Great Depression, p. 143.

- (7)「経済研究」第四十三号、五八-五九ページ(Marcus Nadler and Jules I. Bogen, op. cit., p.108 による)。
- (8)Jesse H. Jones, Fifty Billion Dollars, pp. 19, 72-78

(9)

前掲「経済研究」第四十三号、五九ページ (*Ibid.*, p. 19 による)。

- (10) Rober Sobel, The Age of Giant Corporations: A Microeconomic History of American Business 1914-
- 1970 (Westport, Connecticut: Greenwood Press, 1972), p.94.

次のような、その活動(=貸出し)を示す復興金融公社の報告書を持っている」と述べ、復興金融公社は、五八七の

彼は、三月二十五日に、記者会見で、復興金融公社の貸出し状況に就いて述べている。その際、彼は、「私は、

それは一行あるいは一社と計算されているはずである)平均二一・六万ドル(引用者注=それぞれ、一万ドル未満、 銀行および信託会社に一億二六九〇万ドル、一行ないし一社(引用者注=銀行と信託会社を兼ねているものも多いが

一つの株式組合組織の土地抵当銀行に七八万ドル、一行平均二八・八万ドル(引用者注=いずれかが誤りであろう。 前者が五八万ドルか?後者が三八・八万ドルか?)、三つの抵当金融会社に一三六万ドル、一社平均四五・四万ドル、 険会社に五七七万ドル、一社平均四四・三万ドル、一三の鉄道会社に四六九八万ドル、一社平均三六一・四万ドル、 ○・一万ドル未満は四捨五入した)、一八の建築資金金融組合に二九二万ドル、一組合平均一六・二万ドル、一三の保

げているが、続いて「合計一億二六○○万ドルの貸出しを受けている銀行および信託会社は 四十五州に存在 して い り小さな都市や地方の小銀行の救済のために復興金融公社の資金の多くが用いられたということを強く印象づけよう 〔にあるもの〕には三五○万ドル未満〔の貸出し〕しか認められていない。〔それに対し〕人口六○万以下の町〔にあ としていた。 The State Papers and Other Public Writings, Vol.II, p.150. 彼自身もそう思っていたからだ るもの〕には一億一六○○万ドル以上〔の貸出し〕が認められている」と述べ、大都市の大きな銀行ではなくて、よ る。これらの貸出し(loans)の大部分は小さな市町村〔にあるもの〕に対するものである。人口百万を越える都市 一つの家畜金融会社に二九万ドル、農務長官に五〇〇〇万ドル、合計二億三四九八万ドルの貸出しを行っていると告

115

低下および激しい預金引出しによって、五大湖周辺諸州の都市を中心に起こり、その波はニュー・イングランド、太 フーヴァー大統領の不況対策

United States, 1935, pp. 20—24. 既に述べたように、銀行の破綻は、不動産担保貸付けの焦げ付きと債券価格の

ろう。しかし、当時、人口百万を越える都市は、ニューヨーク、シカゴ、フィラデルフィア、デトロイト、ロサンジ

ルスの五都市に過ぎなかったのである。 See U.S. Department of Commerce, Statistical Abstract of the

平洋岸北西部にも及んでいたが、ニューヨーク市の銀行はまだ比較的安全な状態にあったということができる。

(13) (12) *lbid.*, p.517. この言葉をアーサー・M・シュレジンジャ・ジュニア教授は彼の〔前掲〕.*The Age of Roosevelt*, Jones, op. cit., pp. 517, 519

Vol. I, p. 237 に引用しているが、彼は、「最初の五ヵ月間、RFC(復興金融公社)の運営は秘密にされていた-

れていた」と述べ、それに直ぐ続いて、「RFC内の有力な民主党員、テクサス州出身のジェシ・H・ジョウンズは RFC法によって取締役に任命されることが要求されていた民主党員〔の取締役〕にさえ、或る程度まで、秘密にさ

誰でもわかるはずであるが、ジョウンズは、取締役に任命されたものたちはみな出身地が異なっていたばかりでなく. 後に次のように書いている」として、その言葉を掲げている。しかし、ジョウンズのその著書のそのページを見れば

ジやその前後で、RFCの運営が秘密にされていたことに触れていない。なお、シュレジンジャ教授の The Age of のに暫く時を要した」ということ、そして意見の衝突や確執があったことを言おうとしたのである。彼は、そのペー 経済的、社会的に違った風土や環境の中から出て来たものであり、そのため、彼等が「本当に知りあえるようになる Roosevelt の邦訳書(前掲、ローズヴェルトの時代)のその部分の訳文(第一巻、一八五ページ)の中に、Secretary

Mills が「ミルズ書記」と誤訳されている。それは、「ミルズ〔財務〕長官」でなければならない。

(14) quotation marks(引用符)の中に、この言葉を入れている。しかし、ジョウンズの著書(前掲書)にはそのような 言葉はない。その前の言葉が述べられている五一七ページにも、それに続く何ページの中にも、その言葉を見出だす ウンズの前掲の言葉(本文に引用し、注図に引用箇所を示したもの)に続いて、・・・・を付けてはいるが、同じ Schlesinger, Jr., op. cit., p. 237. そのように考えられるが、シュレジンジャ教授はジェシ・H

ことができない。

(15)

り攻勢(bear raids)を制御する規則を設けようとしているのを見て、投機的利潤を求めるための証券価格の作為 上と経費の節約と納税者の負担の軽減を図ろうと努めていたこと、 における事務の重複をなくし、それらの主要目的に従って統合し、もって不況と戦う政府機関の活動の能率の向 の間での金の退蔵をやめさせる努力をしていること、行政機構を改革し、特に省、その他の独立機関および部局の ジを見られよ)のために最善の努力をするとともに、 一二億五〇〇〇万ドルないし一五億ドルと 彼が認めた 国民 衛のための十八項目の連邦の計画」と呼んだもの(同第四十一号三一一三六ページを見られよ)の中のધりと②に続 社の設置」――それが彼を充分満足させるものでなかったことは別として――、彼が回顧録の中で、「経済的防 の(同第四十二号、四三ページを見られよ)が、既に述べた「モラトリアム協定の正式承認」の獲得と「復興金融公 な措置を促す特別教書の中で「即刻の措置を要する主要な問題」の第一に掲げて、その立法化を要請していたも の増資を認める法律(the Act Providing Additional Capital to the Federal Land Banks)案に署名し、前年十二月 て実現を見たように思われること、そして彼は前年の年次教書の中で勧告していた「銀行法の改正」(同四四ペー ―四五ページを見られよ)のうちの⑵、 即ち一月四日に提出された「景気回復のための提案に対する迅速な積極的 八日に議会に提出された年次教書の中で彼が示した復興(=景気回復)のための計画(「経済研究」第四十一号、四一 して来た。それに従えば、ここで、彼が復興金融公社法に署名した翌日すなわち一月二十三日に、連邦土地銀行 われわれは、 フーヴァーの不況対策を、できる限りその効果とともに、大体月日を追って順次観察 ニュ ーヨーク株式取引所が弱気筋あるい は売

ーヴァー大統領の不況対策

(H)

(t1)

ウォルコット議員に要求していることなどを順次見て行かなければならないだろう。 によって行われている公益に反する慣行を上院が調査するよう上院の銀行および通貨委員会のノーベックおよび 的下落から投資家を保護する措置が講じられるよう新聞を通じて訴えたばかりでなく、 ニューヨーク株式取引所

させたとしても、その法律は彼を満足させるものでなく、それは同社に彼が望んでいたような権限を充分与えず、 しかし、本号では、 初めに述べたように、一月二十二日に彼が署名して制定された法律が復興金融公社を創設

彼はその欠陥を補うための努力を行ったことを中心に彼の不況対策を見て行くことにしたいので、ここでは、右 に述べたもののうち、 連邦土地銀行の増資を認める法律に就いてのみ触れ、他は後に譲りたい。

間の紛争に介入しストライキの発生をくいとめたことに触れておこう。一九二九年十月に株価の大暴 なわぬことに同意させたことを想起する必要がある。 うな一連の会議で、彼は経営者 (=使用者) に雇用と賃金を維持すること、労働者にストライキや賃上げ要求を行 たことは既に(第三十六号、五八-五九ページ)に述べたところであるが、一九二九年十一月下旬に開かれたそのよ を開いたこと、そしてその目的の一つは労使の協調によって産業界に平和を維持し、不況を防止することであっ それより先に、その法律案に署名する前日、即ち、復興金融公社案に署名した日(一月二十二日)に、 不況の襲来が予想された時、十一月下旬に彼がホワイト・ハウスに産業界と労働界の指導者たちを呼び会議 経営者の倒産や事業所の閉鎖によって多数の失業者が出現 落が 彼が労使

— 118

の真摯な努力を高く評価していいかも知れないが、それより以上に注目すべきことは、 者側に与えた約束を守ったということができる。フーヴァーのそのような努力と紛争を避けようとした労使双方 したが、それ以外の場合は概して雇用は維持されたと見ていいし、労働者側は特によくフーヴァーを通じて使用 既に触れたように物価

使双方の指導者たちと電話を通じて話しあい、紛争を解決させている。会社と鉄道従業員の間で長く続いていた紛争がいよいよストライキに発展しそうになった時、フーヴァーは、労 得るものであったと見られることである。それはともかく、一月二十二日に、賃金問題をめぐってシカゴの鉄道 低下に直面してもストライキを行うことができない多数の未組織の労働者が存在し、それらが解雇の対象になり 下落して来ており、労働者は賃上げ要求を行り必要がなかったことと、解雇や賃金引下げやその他の労働条件の

さて、フーヴァーは、一月二十三日に、連邦土地銀行の増資を認める法律に署名したが、その際、次のように ()連邦土地銀行制度の信用を強化し、土地銀行債券に対する投資者を安堵させるものであり、

土地銀行からの多くの借り手たちに救済と希望をもたらすものである。」 ととして――自分の最善を尽したのに、自分ではどうすることもできない事情の故に、一時うまく行かなかった **い**こうして、土地銀行に、適正な利率で、農民のための資本を獲得することができるようにし、o)なによりのこ

その声明の初めに、右の言葉より先に、「われわれの復興措置の第三のもの――

-連邦土地銀行に追加資

四二ページを見られよ)だけは満たしていると見えるが、その法律は、彼が回顧録の中で述べているように、 思う」とは議会に対する儀礼的な言葉であろう。彼はその時、果して満足していただろうか。それは確かに彼が 本を供給するものに署名することを嬉しく思う」と述べているだけで、その声明の全文は極めて短い。 前年十二月八日に議会に提出した年次教書の中でこれに就いて要請し、説いていたこと(「経済研究」第四十一号、 「金融」機関から農場抵当権を譲り受けられるように、 土地銀行にもっと広い自由行動を許すような旧法に対

フーヴァー大統領の不況対策

定のすべてが多くの抵当流れを防止したであろうに――はねつけていた」のである。調べ得た限りでは回顧録の 中でだけ述べられているため、それは彼のあと知恵と見るべきだろうか。ともかく、彼は、 する修正や、苦境におかれた立派な農民たちにより良い待遇を保障するその他の規定を――そのような修正や規 回顧録の中で「民主

九三三年三月まで――遅らせた」と不満を表明している。どのように修正されたは後に見ることにする。

William Starr Myers and Walter H. Newton, The Hoover Administration, p. 168; and The State Papers

(1)

党多数派は私の勧告のあとの方のこれらの部分の〔議会〕通過を十四ヵ月間――私が〔大統領の〕職を去る直前の

退蔵を阻止するために講じられる方法」に関する声明(二月六日)の後、彼は二月十六日に、彼のそのような措置の and Other Public Writings Vol. II,pp. 108-11. 新聞を通じての国民に対する彼の要請(二月三日)や「金の

金の退蔵は止まったばかりでなく、「二月四日以来……三四〇〇万ドル〔の金〕が退蔵から流通に復帰させら

120

(2) William Starr Myers and Walter H. Newton, op. cit., pp. 175-76, 178; and The State Papers and Other

れた」と喜んでいる。*Ibid.*, p. 113.

Public Writings, Vol. II, pp. 113—18, 125

(3) William Starr Myers and Walter H. Newton, op. cit., p.176; and The State Papers and Other Public

Writings, Vol. II, p. 118

(4) ひねりむ。Ray Lyman Wilbur and Arthur Mastick Hyde, The Hoover Policies, pp.135—36 日分の給与の不払い(年収一二〇〇ドル未満の職員、下士官兵、農村地帯の郵便配達夫などを除く)を布告すること 員の俸給・賃金のための経費の節滅を考えており、連邦政府の職員の週五日労働制の採用と有給休暇の廃止および休 William Starr Myers and Walter H. Newton, op. cit., p. 164. なお、フーヴァーは、この冬、

- (5) The State Papers and Other Public Writings, Vol. II, p. 107; and William Starr Myers and Walter H.
- © ⓒ Herbert Hoover, op. cit., Vol. III, p. 111.

_

身のアイディアを盛り込んだ同社の改革 フーヴァーに彼の計画の具体化の機会を与えることになったと見ることができる。 は、五月初めまでに広く知れわたるところとなっていた。そして、そのことが、民主党の指導者たちに、 ――権限の拡大のプランを考えさせることにもなった。それが、更に、

フーヴァーが復興金融公社に彼が初めから望んでいたような権限を与えようと強く望んで主張してい たこと

党の指導者)と「救済のための」復興金融公社の権限の拡張に就いて会談し、更に共和党の指導者たちと協議を行 このような事情の下で、五月十二日に、フーヴァーはジョージフ・T・ロビンスン上院議員(上院における民主

用を増進するような収益をあげ独立して採算がとれる事業体の証券を引受けるか、それらに貸出しを行う権限を は総計二億五○○○万ドルないし三億ドルとすること)、公共団体によるものであれ、民間企業によるものであれ、 えられるようにすること(但し、州が同社から援助を受けた資金は救済のために用いられなければならず、そしてその限度 同社に付与すること、 救済資金の調達が不可能に陥っている州には、州公債の引受け或いは貸出しを行うことによって同社の援助が与 い、この問題はようやく正式に取りあげられることになったのである。この日の会談によって、州に対しても、 同社の金融債発行権限を三〇億ドルに増額を認めること、究極において納税者すなわち公 雇

フーヴァー大統領の不況対策

衆に負担をかけることになる、収益をあげることのない公共土木事業に対する同社の貸出しは認めないことなど

に就いて了解が得られたのである。 衆に負担をがけることになる、収料

のために出させる国庫交付金)の性格を持つ資金の支出をもたらすような条項があることに対して不満の意を 表 通過した二つの法案は彼の要請を拒絶していた。そこで、同日、彼は、新聞を通じて、両法案の「ポーク・バレ ていた「ポーク・バレル」("pork barrel"=議員たちが自分の選挙区の人たちの人気を得るため、その地方の土木費その他 (それぞれ、「ワグナー法案」と「ガーナー法案」)が審議の最終段階に入った時、フーヴァーはそれらの中に彼の嫌 そして、いよいよ、上院と下院で、彼の提案を盛り込み復興金融公社に新しい権限を 付 与 す る「救済法案」 共和党と民主党の指導者を呼んで、そのような条項の削除を強く要請したが、六月二十四日に上院と下院を 明

「主張していた主要な目的に沿りものである」が、他方において、失業救済のためのこれらの主要な規定は、「収 ていた三億ドルは、 拡大した方がよく、それ自身の困窮に財政的に対処し得ない州に対して同社によって貸出されるよう彼が勧告し のである」ばかりでなく、繰返し収益を生み出す事業(reproductive works)に対する同社の貸出し権限はもっと 益をあげない公共事業のために五億ドルないし一二億ドルの支出を国庫になさしめるための道具にさせられるも 的性格を公然と非難する声明を行い、それらの「気前のよい失業救済という原)則」を採用した法案は彼が 州の困窮度に応じて適切な条件に基づいて配分されるべきであるのに、それを無視して人口

- 122

を通過した法案(ガーナー法案)は全文が異なっているので開かれるはずの両院協議会が、「立派な建設的な規定 を通じて農業救済を行うための規定はオミットされていると指摘し、上院を通過した法案(ワグナー法案)と下院 に応じて全部の州に割当てられるようにされ、「ポーク・バレル」的に使われるものにされているし、

指導者たちとその他の両院協議会の委員(合計少なくとも八名)をホワイト・ハウスに呼び、 異論のある規定に就いて協議することを議会側が同意したため、七月五日に彼は民主党と共和党の上下両院 ミルズ財務長官、

の規定の削除に同意が得られなかった。ガーナー下院議長は個人や株式会社、地方自治体に対しても貸出しが行 て会議を開き、 ージェイン・マイア(連邦準備局総裁兼復興金融公社取締役会会長)、 ジェシ・H・ジョウンズ(同社取締役)も加 夜を徹して討議したが意見の一致が見られず、翌日あらためて開かれた会議においても、

済能力のない)公共事業("nonproductive" public works)のために「ポーク・バレル」的融資を 行なわせるどころ のものではなかった。署名を拒否する教書の中で、「私の主な反対」は、それが、個人にも、組合や合名会社に 七月十一日に、 われるべきであると主張したばかりでなく、同公社から貸出しを受けたものの名前の公表を定めた規 定 を 彼は、両院協議会を経て議会を通過した緊急救済および建設法案(ガーナー=ワグナー法案)の送付を受けるや、 フーヴァーは逆に一そう好ましからぬ法案が作成されようとしているのを見なければならなかった。 署名を拒否して議会に突き返した。 それは、復興金融公社に「収益をあげない」(=それ自身に弁

建設する基礎とした公私の関係の根本原則を破らせ、復興金融公社の存立自体を危くさせるばかりでなく、復興 復興金融公社の権限を途方もなく拡大したことにあると述べ、政府に民間の事業を行わせ、 できる条件で民間の機関から借入れることが不可能なものという制限は付けられていたが----「資金を欲してい 株式会社その他の民間法人にも、公法人にも、 フーヴァー大統領の不況対策 相当な担保をとって、想像し得るどんな目的のためにでも……貸付ける」ことができるよう 州にも、郡にも、 市その他の地方自治体にも、 われわれが国家を 即ち

(ti)

123 —

な集中化をもたらすものであり、そして必要になる全国的規模に設置される支店と官僚機構を通じて、 金融公社をすべての歴史上最大の金融機関たらしめ、アメリカ人が過去百年間反対して来た銀行業と金融の巨大 その頂点

彼が全く意図していなかったような巨大な権力を持つ、性格さえ異なり、合衆国憲法に違反するものとして存立 した。民主党が、フーヴァーが復興金融公社の権限を彼の原案のように拡張させようと努めていたのに乗じて、 に立つ少数の人たちに万民の幸不幸を左右させることにし、依怙贔屓や収賄その他の悪事を犯させる……と主張

さえ危くさせられるようなものにしようとしていることに彼は激しい憤りを感じたに相違ない。

規定を含まない緊急救済および建設法案を通過させた。それが復興金融公社の政府保証金融債発行権限の限度を その一週間後、六月十八日に、議会は、復興金融公社にそのような権限拡大やポーク・バレル的融資を認める

漸次回収され最終的にはその顧客によって運営されることにされ、そのようにして政府 [の機関] を民間の事業 彼が望んでいた農業生産銀行(Agricultural Production Banks)が設置されることに就いては、彼は、その資本金が 救済目的のため三億ドルの貸出しを行う権限を与えようとしていることは、フーヴァーを満足させた。 それに収益をあげ弁債能力のある失業救済のための公共土木事業に一五億ドル、財政逼迫した州に対して困窮者 三〇億ドルまで引上げ(こうして、同公社は政府支出の五億ドルの資本金とあわせ三五億ドルの資金を持つものになる)、 しかし

救済するため閉鎖された銀行に対する、その資産を担保にしての貸出しも認められず、彼を失望させた。 業救済に役立つであろう工場などの設備の拡張のための工業に対する貸出しは認められず、 から手を引かせることにする規定を欠くことに不満を持った。更に、同社の貸出し条件は緩和されておらず、失 特に小さな預金者を

下院を通過した法案には、復興金融公社から貸出しを受たけものの名前と、その借入れ金額を毎月公表するこ

別として、国民のかねがいかに使われているかということを国民に知らせるべきである、というのがその論拠で あった。フーヴァーは、そのような規定は銀行やその他の機関にその貸出しを受けることは信用を傷つけること ス上院議員のような革新主義的共和党員によっても強く主張されていた。考えられ得るガーナーの政治的考慮は れていた)によって強く主張されていたということは既に述べた。このような規定の必要は、ジョージ・W・ノリ とを要求する規定を含んでいた。 このことは ガーナー下院議長 (民主党全国大会で七月二日に副大統領候補に指名さ

と恐れさせ、貸出しを受ければ顧客や取引先に不安を起させ一そう苦境に追い込ませることになるものとして、

じようとした。そして、彼は法案に署名した。 就いてガーナー下院議長と合意を得ていると彼に告げ、上院でその趣旨の発言を行ったため、彼はそのことを信 るものとするよう修正した。議会を通過した法案でそのように修正されていても、フーヴァーはなお満足しなか 反対した。フーヴァーはこの規定を見て、「怒りよりももっと吐き気を感じた」と彼の秘書シオドーア・G・ジ った。しかし、上院の民主党指導者ジョージフ・T・ロビンスンが、それらの情報は公表されないということに 『スリンは述べている。上院は、この規定を、そのようなことは上院と下院の書記官に機密情報として伝達され

125

こうして、復興金融公社の権限を拡張させる一九三二年の緊急救済および建設法(the Emergency Relief and

Construction Act of 1932)は七月二十一日に制定を見たのである。 こった」と憤慨し、更に「ニュー・ディール登場の後に私のすべての提案が採用された」と付け加えている。 ている。 回顧録の中で、「ロビンスンの保証がなかったら、私は多分その法案に署名を拒否しただろう」と述べ しかし、 「ガーナーは二、三ヵ月後にこの約束を裏切った――そして、多くの銀行の取付けが続いて起

フーヴァー大統領の不況対策

(HL)

- 3 William Starr Myers and Walter H. Newton, op. cit., p. 204.
- (2) Ibid., pp. 204-06; and The State Papers and Other Public Writings, Vol. II, pp. 187-88
- (3) Public Writings, Vol. II, pp. 214—16. 彼は五月二十七日の記者会見で反対を声明していた。Ibid., pp. 195—97. William Starr Myers and Walter H. Newton, op. cit., pp. 221-23; and The State Papers and the Other
- Tilliam Starr Myers and Walter H. Newton, op. cit., p. 225.
- (5) The State Papers and Other Public Writings, Vol. II, p. 228-33; William Starr Myers and Walter H. Newton, op. cit., pp. 226—28; and Herbert Hoover, op. cit., Vol. III, pp. 109—11.
- (6) pp. 287ff.; Jordan A. Schwarz, The Interregnum of Despair, pp. 90ff.; Richard Lowitt, George W. 同社を創設する法律(RFC法)案が議会で審議されていた時、どのような反対の声があがっていたか想起する必要 Norris, p.498, その他を参照しながら、「経済研究」第四十三号に示しておいた。 があるだろう。それらに就いては、Lawrence H. Chamberlain, The President, Congress and Legislation,

— 126

- (7) Herbert Hoover, op. cit., Vol. III, p. 110; William Starr Myers and Walter H. Newton, op. cit., pp. 232 -33; and The State Papers and Other Public Writings, Vol. II, pp. 235-37.
- Herbert Hoover, op. cit., Vol. III, p. 110; Richard Lowitt, op. cit., p. 499; and Theodore G. Hoover Off the Record, pp. 256-57. Joslin,

(8)

- (9) 権の重要な第一歩であった」と注目している。Harris Gaylord Warren, op. cit., p. 206. ハリス・G・ウォーレン教授は、これが、フーヴァーが嫌っていた「連邦の直接の救済援助」に向う「フーヴァー政
- (3) Herbert Hoover, op. cit., Vol. III, p. 111.